



平成 24 年 9 月 21 日

各 位

株 式 会 社 フ ィ ス コ
代表取締役社長 狩野 仁志
(JASDAQ・コード3807)

問い合わせ先 :

取締役管理部長 長岡 信一郎
電話番号 03(5774)2440 (代表)

当社子会社の決算期変更に伴う業績予想の修正に関するお知らせ

当社子会社である株式会社ネットインデックスにおきまして、決算期変更に伴う業績予想について、別紙「決算期（事業年度の末日）の変更及び定款の一部変更並びに決算期変更に伴う業績予想の変更に関するお知らせ」のとおり公表しましたのでお知らせいたします。

以 上

平成 24 年 9 月 21 日

各 位

会 社 名	株 式 会 社 ネ ッ ト イ ン デ ッ ク ス
代 表 者 名	代表取締役社長 秋山 司 (J A S D A Q ・ コード 6634)
問 合 せ 先	
役 職 ・ 氏 名	代表取締役副社長兼経営企画部部長 石原 直樹
電 話	03-6880-9811

**決算期（事業年度の末日）の変更及び定款の一部変更
並びに決算期変更に伴う業績予想の変更に関するお知らせ**

当社は、平成 24 年 9 月 21 日開催の取締役会において、平成 24 年 10 月 26 日開催予定の第 28 回定時株主総会で「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、決算期（事業年度の末日）の変更を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社の事業年度は従来「毎年 8 月 1 日より翌年 7 月 31 日まで」としておりましたが、親会社であります株式会社フュスコの決算期（事業年度の末日）が毎年 12 月 31 日であるため、株式会社フュスコにおける連結決算等の経営情報を適正かつ的確に対応できるよう、当社の事業年度を「毎年 12 月 1 日より翌年 11 月 30 日まで」に変更するものです。

定款の一部変更につきましては、決算期（事業年度の末日）の変更に伴い、現行定款第 11 条、第 42 条、第 43 条、第 44 条につき所要の変更を行うものであります。また、事業年度の変更に伴う経過措置として、新たに附則第 4 条を設けるものであります。

2. 決算期変更の内容

現在：毎年 7 月 31 日

変更後：毎年 11 月 30 日

決算期変更に伴い経過期間となる第 29 期事業年度は、平成 24 年 8 月 1 日から平成 24 年 11 月 30 日までの 4 ヶ月決算となる予定です。

3. 今後の見通し

(1) 業績予想の変更

平成 24 年 9 月 14 日付「平成 24 年 7 月期決算短信〔日本基準〕（連結）」において、平成 25 年 7 月期連結業績予想（平成 24 年 8 月 1 日～平成 25 年 7 月 31 日）を公表しておりましたが、第 29 期事業年度（平成 24 年 8 月 1 日～平成 24 年 11 月 30 日）は決算期変更の経過期間となるため、連結業績予想につきましては次の通りとなります。

平成 24 年 11 月期の連結業績予想（平成 24 年 8 月 1 日～平成 24 年 11 月 30 日）

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益
通期	百万円 1,674	百万円 21	百万円 20	百万円 20

(参考) 平成 24 年 7 月期連結業績実績 (平成 23 年 8 月 1 日～平成 24 年 7 月 31 日)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益
通期	百万円 3,809	百万円 △270	百万円 △341	百万円 △632

(注) 平成 24 年 11 月期は 4 ヶ月決算、平成 24 年 7 月期は 12 ヶ月決算となります。

(2) 業績予想の取り止め

平成 24 年 9 月 14 日付「平成 24 年 7 月期決算短信〔日本基準〕(連結)」において公表しました、平成 25 年 7 月期連結業績予想(平成 24 年 8 月 1 日～平成 25 年 7 月 31 日)につきましては、決算期変更の経過期間となるため、取り止めいたします。

なお、経過期間終了後の第 30 期事業年度(平成 24 年 12 月 1 日～平成 25 年 11 月 30 日)の業績予想につきましては、平成 25 年 1 月に開示予定の平成 24 年 11 月期決算短信において公表する予定であります。

4. 定款変更の内容(下線部分は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
(基準日)	<u>(基準日)</u>
第 <u>11</u> 条 当会社は、毎年 <u>7月31日</u> の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。	第 <u>14</u> 条 当会社は、毎年 <u>11月30日</u> の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。 ② (現行定款どおり)
(事業年度)	(事業年度)
第 <u>42</u> 条 当会社の事業年度は、毎年 <u>8月1日</u> より翌年 <u>7月31日</u> までの1年とする。	第 <u>45</u> 条 当会社の事業年度は、毎年 <u>12月1日</u> より翌年 <u>11月30日</u> までの1年とする。
(期末配当)	(期末配当)
第 <u>43</u> 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年 <u>7月31日</u> の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。	第 <u>46</u> 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年 <u>11月30日</u> の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。

<p>(中間配当)</p> <p>第44条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年<u>1月31日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を支払うことができる。</p> <p>（新 設）</p>	<p>(中間配当)</p> <p>第47条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年<u>5月31日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を支払うことができる。</p> <p style="text-align: center;"><u>附則</u></p> <p><u>第4条 第45条（事業年度）の規定に関わらず平成24年8月1日から始まる第29期事業年度は、平成24年11月30日までの4か月間とする。本条は、第29期事業年度経過後は、これを削除する。</u></p>
--	--

以 上